

農政対策資料  
令和元年6月

# 農政をめぐる情勢

## 目 次

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| I 農協改革集中推進期間が終了       | 1  |
| II 日米首脳会談開催、日米貿易交渉に言及 | 19 |

J A 愛知中央会

## 今月号のあらまし

### I 農協改革集中推進期間が終了

6月6日、規制改革推進会議は第5次答申を安倍首相に提出した。

答申の「実施事項」では、「農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取り組みを促す」と記載され、農協改革集中推進期間の終了が明記された。

### II 日米首脳会談開催、日米貿易交渉に言及

5月27日、東京都内にて、安倍首相とトランプ大統領は日米首脳会談を開催した。

日米貿易交渉に関連して、トランプ大統領は、「おそらく8月に両国にとつて素晴らしいことが発表されるだろう」などと早期合意を示唆する発言をした。

# I 農協改革集中推進期間が終了

## 一 自民公約に「准組合員規制の在り方は組合員の判断」 一

### 1. 規制改革推進会議が答申

- 6月6日、規制改革推進会議は第5次答申を安倍首相に提出した。
- 答申の「基本的考え方」の中で、「自己改革が進められ、一定の進捗が見られた」と評価。一方で、「引き続きの農業者の所得向上、一層の資材価格の引き下げ、信用事業の健全な持続性などについて課題が残されている」と記載された。
- 答申の「実施事項」では、「農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取り組みを促す」と記載され、農協改革集中推進期間の終了が明記された。
- また、JAへの過度な介入や監視につながりかねない「フォローアップ」という表現が、「促す」という表現になった。
- 答申で課題とされた信用事業の健全性について、塩谷自民党農林・食料戦略会長は、「もちろん金融などの課題はあるが、それは農協だけの問題ではない。金融機関全体が大変な状況にある」との見解を示した（6月11日、日本農業新聞）。
- 答申の「実施事項」（上記記載）は、6月下旬に閣議決定される「規制改革実施計画」に盛り込まれる見込みである。
- 答申後の会見で、大田議長は「農業者の所得向上が大きな目的。そこにつながっているのか常に検証しないといけない」と述べた。
- 答申の主なポイントは以下の通り。（農業関連抜粋は別紙1の通り）

#### 《農協改革の着実な推進》

- ・農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取り組みを促す。（2019年度以降、継続的に措置）

#### 《若者の農業参入》

- ・研修先が民間かどうかで支援に関して不公平な取り扱いを受けることのないよう、必要に応じて見直す（2019年度に検討、結論）

**《ドローン活用》**

- ・最新型について、農水省は現在の技術指導指針を廃止し、新たに農薬安全使用のガイドラインを策定（2019年7月に措置）

**《畜舎建設》**

- ・農水省は国交省の協力も得ながら、畜舎などを建築基準法の適用対象から除外する特別法を検討し、結論を得る（2019年検討開始、2020年上期までに結論）

- なお、同会議は令和元年7月末に設置期限を迎えるが、答申において「新組織を迅速に立ち上げ、不断に規制改革に取り組んでいくことが重要である」と提案している。
- 6月7日、吉川農林水産大臣は、定例の閣議後会見において、規制改革推進会議答申の記述に関して、「各地の農協や全農において、農家所得向上に向けた動きが随所に出ており」、「農林水産省としても、自己改革の取組を促し、後押しをしてまいりたい」と発言した。また、准組合員規制の在り方の判断に当たっては、「(組合員の判断に基づくものとする)・与党決議を踏まえていきたい」と発言した。（関連内容抜粋は別紙2の通り）

**2. 与党（自由民主党）が参議院選挙公約を公表**

- 自由民主党政審・総務会が6月7日に自民党本部において開催され、次期参議院議員選挙における自民党の公約が決定、同日、公表された。
- 農協改革に関する「JAグループが創意工夫により取り組んでいる自己改革を後押しします。准組合員の事業利用に関する規制の在り方については、農協組合員の判断に基づくものとします」とされた。  
(農業・農協改革関連個所抜粋は別紙3の通り。)

## II 各分野における規制改革の推進

### 1. 農林分野

農業従事者の高齢化や人手不足に直面している我が国農業にとって、ドローン、最先端農機、農作物栽培施設などデータと先進技術の活用を促進し、生産性の向上を図ることが急務である。これらの導入を阻む規制の見直しを含め、若者の農業参入を促進すべく規制の総点検を行う必要がある。

また、農業の成長産業化に向けて、安価で良質な生産資材が不可欠である。農業者による調達方法の見直しに加え、事業者の創意工夫を通じたコスト削減が図られるよう規制の見直しが必要である。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

#### (1) ドローンの活用を阻む規制の見直し

##### ア 航空法に基づく規制

【a, c:令和元年7月措置、b, d, e:令和元年度上期措置】

##### ＜基本的考え方＞

平成27年の航空法（昭和27年法律第231号）改正後、無人ヘリコプターであっても最新型ドローンであっても、航空法上の無人航空機の安全規制は、国土交通省に一元化されている。

しかし、農薬散布のための無人航空機の航行の安全規制に関しては、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。）に加えて、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日国土交通省航空局長・農林水産省消費・安全局長通知）及び「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）に基づく制度が存在している。

技術指導指針においては、一般社団法人「農林水産航空協会」（以下「農水協」という。）が航空法上の代行申請を行うことのできる登録認定等機関として唯一認められており、代行申請に加えてオペレーターや機体の認定事業も実施している。

技術指導指針は、航空法と農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき策定されていると思われるが、具体的な法的根拠は明確ではなく、特に航空法上の義務を課したものではないにもかかわらず、農業の現場では、農水協によるオペレーターや機体の認定が義務であるとの誤解や、農水協が航空法に基づく許認可権限を有しているとの誤解が存在する。

また、最新型ドローンの自動操縦機能、カメラ機能等は、ドローンの航法精度を上げ、安全性を確保するのに有効な手段であり、国土交通省も審査要領で安全確保策として認めているにもかかわらず、農水協はこれら機能を備えた最新型ドローンの代行申請は受け付けていない。

さらに、ドローン利用の際は、国土交通省に対する報告に代え、技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会への事前の事業計画書と事後の事業報告書の提出が求められており、これが農業従事者への負担となり、農業用ドローンの導入

を阻害している。

### ＜実施事項＞

- a 最新型ドローンについて、農林水産省は現在の技術指導指針を廃止し、新たに農薬の安全使用に関するガイドラインを策定する。国土交通省は、新たに農薬等の空中散布用の航空局標準マニュアルを策定する。
- b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。
- c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を行ながら、当面、次の措置を講じる。
  - 航空安全に係る事項は、国土交通省の「審査要領」、又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制する
  - 農薬安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定する
  - 都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする
- d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に10時間の飛行経験要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、十分な自動操縦に係る機能・性能を有する機体を使用し、機種ごとの機能・性能に応じた飛行経路設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経験要件を不要とする。その際、飛行経験要件を不要とするためにいかなる講習（座学・操縦練習の実施など）を受ければよいか例示するなどしてわかりやすく明らかにするよう審査要領を改正し、航空局ウェブサイトにおいて周知する。
- e 農林水産省は、審査要領に基づく代行申請制度を通して最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラー、メーカー等に対し、顧客の代行申請を行うよう促す。これによって、自動操縦機能、カメラ機能等を搭載した機体の申請実績を作る。

### イ 農薬取締法に基づく規制

【措置済み】

### ＜基本的考え方＞

農薬を効率的に使用するにはドローンの活用が効果的である。

農薬取締法により、農薬メーカーには農薬の希釈倍数などについて登録・表示する義務が課されており、農薬使用者には、希釈倍数、使用時期などの基準を遵守する義務が課されている。

陸上散布で認められている低い希釈倍数では、ドローン散布の際は散布液量が多くなり過ぎ、ドローンを活用できない。そのため、ドローンで活用できる農薬は、約500種類にとどまる。品目ごとに見れば選択肢は更に少なくなり、例えば「かんきつ」については、わずか2種類である。ドローンで活用できる農薬の品目拡大が必要であるが、陸上散布において認められている農薬のドローン散布に当たっては、希釈倍数要件の緩和が不可欠である。

しかし、農薬の希釈倍数の変更に当たっても、改めて農薬メーカーの登録・表示が必要とされ、そのために独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による検査が必要となる。この検査においては農薬残留データを一から取り直すことが求められるため、数千万円のコストがかかり、ドローンで利用可能な農薬の種類の拡大を阻んでいる。

#### ＜実施事項＞

- a 農薬取締法上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壤散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。
- b 既存の（地上）散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の検査において作物残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることにより、検査コストの大幅な削減を図る。

#### ウ 電波法に基づく規制

【a：令和2年中措置、b, c：令和元年度中速やかに措置、  
d：令和元年中速やかに立ち上げ、以降継続的に措置】

#### ＜基本的考え方＞

ドローンの航行の安全を確保する上で、リアルタイム通信による位置情報の収集や、カメラによる視野確認が有効である。また、ピンポイントで肥料や農薬を散布するためにもカメラによる視野確認が必要となる。このような通信には、低出力のWi-Fiなどでは不安定であり、携帯電話の電波利用が不可欠である。

しかし、電波法（昭和25年法律第131号）上、陸上移動局は、「陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局」と定義されており、ドローンは陸上移動局として認められていない。

また、ドローンで利用される携帯電話端末の数を、総務省と携帯電話事業者が把握できるよう実用化試験局制度が導入されているが、毎回、携帯電話事業者経由で総務大臣の許可を取得することが必要であり、導入の拡大を阻害している。

#### ＜実施事項＞

- a 総務省は、平成30年度に行った実証試験の結果を踏まえ、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とするよう必要な制度改正を行う。
- b 総務省は、実証試験の結果を踏まえ、低空を飛行するドローンの携帯電話の電波利用の簡便性を地上での携帯電話利用に近づけるべく、実用化試験局免許について携帯電話事業者による台数の把握等が行われることを条件に総務省が包括的に免許を発出すること等、ドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築する。
- c 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許

可までの期間を原則1か月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。

- d 携帯電話の電波が農業用ドローンにとって使いやすいものとできるように、総務省、農林水産省、関係事業者、農業者等からなる場を立ち上げ、実用局制度の在り方、実用化試験局制度の運用等につき定期的に議論を行う。

## 工 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組

【措置済み】

### ＜基本的考え方＞

ドローン分野のイノベーションを農業分野に取り込むことは極めて重要であり、そのために国が果たすべき役割は大きい。データに基づいたスマート農業を促進するには、マルチローター型を中心とした航行の安定性の高いドローン導入を強力かつ集中的に促進する必要があり、以下に述べる改革を行うべきである。

### ＜実施事項＞

- a 次の要素を含む「総合的な農業用ドローン導入計画（仮称）」を農林水産省が中心となって策定する。
- 最新型ドローン導入の目標値
  - 導入促進のための地方説明会の開催回数の目標値
  - 実質的に「ドローン用農薬」と位置付けられる農薬品目数の目標値
  - 農業用ドローンの普及拡大に向けた規制点検や先端技術に関する情報共有の枠組み
- b 農林水産省は、民間事業者のニーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために、経済産業省の協力も得て官民協議会を立ち上げる。最新型ドローンについて技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会は廃止し、ドローン推進のための地域組織が必要な場合は、官民協議会の下に新組織を立ち上げる。

## (2) 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し

【a:措置済み、b～f：令和元年結論、措置、  
g, h:令和元年結論、結論を得次第速やかに措置】

### ＜基本的考え方＞

農業の成長産業化に向け、農地の集積を進める中、農業生産性の向上の観点からは、農業者が、散在する圃場間をトラクターで移動する際、いちいち農機等の着脱を行わざなく装着・牽引したまま公道や農道を走行することが望ましい。令和2年に開催される東京オリンピックにおいて使用される農産物の提供に当たってはGAP認証取得等が必要であり、これらの農産物を提供する農業者の法規制への順守が求められる中、これらのトラクターの走行に当たっては、安全性の確保を前提とした上で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の法規制に違反することなく農業者が当該走行が可能となる枠組みの構築を早急に行う必要がある。

## <実施事項>

- a 國土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものとの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速 15km 以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車幅によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確化し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。
- b 國土交通省及び農林水産省は、車両の安定性から aにおいて時速 15km 以下で走行する必要性があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速 15km を超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。
- c 國土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること、及び国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。
- d 國土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講じること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。
- e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされておらず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。
- f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講じる。
- g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた 500kg の積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。

h a から g の検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大型化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。

### (3) 若者の農業参入等に関する課題について

【a：令和元年度検討・結論、令和2年度措置、b,c：令和元年度措置】

#### ＜基本的考え方＞

農業の成長産業化に向け、若者を始めとした農業への新規参入に対し門戸を広げ、これらの新規就農者による事業の拡大を妨げないような仕組みを構築することが重要である。また、農業者による農業の6次産業化の一環として、加工場、直売場等の農業用施設を建設するに当たって、都道府県、市町村レベルでの関係法令の運用状況を調査し、当該施設の建設が円滑に行われるよう、関係法令の運用について内容を点検する必要がある。

#### ＜実施事項＞

- a 新規就農者に対する資金支援制度について、その内容を整理する。また、新規就農を目指す者の研修先が民間であるかどうかによってその支援に関し不公平な取扱いを受けることのないよう、必要に応じた見直しを行う。
- b 農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて検討を行う。
- c 営農上必要な農業用施設の建設が円滑に行われるよう、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理し、実態を調査した上で、必要に応じ見直しに向けた検討を行う。

### (4) 農協改革の着実な推進

【令和元年度以降、継続的に措置】

#### ＜基本的考え方＞

農協改革については、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」を踏まえ、令和元年5月末までの「農協改革集中推進期間」における自己改革が進められ、一定の進捗が見られた。

しかしながら、引き続き農業者所得の向上、一層の資材価格の引下げ、信用事業の健全な持続性などについて課題が残されている。

農協改革集中推進期間終了後も、全農改革は「農業競争力強化プログラム」(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に掲げられた生産資材・流通加工に関する改革を推進する上でも引き続き重要であり、また、地域農協組織においても、自己改革の更なる進捗が強く期待される。

#### ＜実施事項＞

農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。

## (5) 肥料取締法に基づく規制の見直し

### ア 公定規格

【a：令和元年措置、b：令和3年措置】

#### ＜基本的考え方＞

肥料取締法（昭和25年法律第127号）において、肥料は、米ぬかや堆肥などの「特殊肥料」と、それ以外の「普通肥料」に大別される。特殊肥料は都道府県知事への届出で生産できるが、普通肥料については、銘柄ごとに登録が必要であり、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量等に関する「公定規格」が定められている。

現行の公定規格は、土壤環境に応じて多様化する農家のニーズや、肥料製造技術の進展を踏まえた規格となっていない。さらに過去の肥料登録が積み重ねられた結果、規格の数が諸外国と比較して多く、農作物に対する有害成分の最大量が肥料の種類ごとに定められている等、詳細に過ぎて、分かりにくいとの批判がある。

また、家畜ふんやアミノ酸発酵残渣など産業副産物に由来する肥料は、安価で土壤改善にも役立ち、資源循環のためにも活用が望ましいが、公定規格において最小成分量が高い水準に設定されているため、実質的に使用が困難なものも存在する。

このように、現行の公定規格は肥料メーカーによる未利用資源の活用や創意工夫を活かした柔軟な製品開発を妨げている。

産業副産物の利用拡大に伴い安全確保の重要性が増すことから、利用可能な原料をリストとして示し、有害成分についてもわかりやすく示すことが重要になる。

#### ＜実施事項＞

- a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。
- b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大大くくり化、簡素化を行う。
  - 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和
  - 副産物肥料について使用できる原料の拡大
  - 有害成分の最大量について大大くくり化

### イ 肥料の混合

【令和元年上期検討開始、令和3年措置】

#### ＜基本的考え方＞

地力の低下や土壤の栄養バランスの悪化等に対応するため、堆肥を活用した土づくりや土壤分析結果に基づくきめ細やかな施肥など、肥料・土壤改良資材に対する農業者のニーズは高まっている。また、農業者の高齢化に伴い、肥料の混合や土壤改良資材の混合によって施肥回数を減らし、省力化を図ることも重要になっている。しかし、現在の肥料取締法では、普通肥料と特殊肥料の混合や、土壤改良資材との混合は一部例外を除き、原則認められていない。

普通肥料と堆肥の混合は平成 24 年に一部認められ、新たな規格（混合堆肥複合肥料）が制定されたが、家畜排せつ物として最も活用が期待される牛ふん由来の堆肥については、未だ混合が極めて限定的である。

他方、農業者からの委託を受けた場合については、肥料メーカーが広く肥料を配合する行為（施用者委託配合）が可能なことからも、普通肥料と牛ふん由来の堆肥を始めとした特殊肥料の混合、普通肥料と土壤改良資材との混合を認めないとする根拠は乏しい。

#### ＜実施事項＞

普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壤改良資材の混合を原則認めることとし、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては限定列举する。

#### ウ 保証成分量

【令和 2 年措置】

#### ＜基本的考え方＞

肥料メーカーは、普通肥料の主成分について、「保証成分量」の含有を保証することが求められている。この保証成分量について、分析検査の際に認められる許容誤差は、他の先進国と比較して小さい。

また、指定配合肥料（登録済みの普通肥料のみを配合して生産される肥料）の保証成分量については、最終製品に含有される実測値は認められず、「原料となる普通肥料の保証成分量を使用して計算した値」を用いることとされている。したがって、最終製品には、過剰な成分量が含まれる傾向があり、これはコスト高の要因となっている。現場の農家は実際の施肥量の正確な把握ができないため、例えば、特別栽培農産物について実際には基準量以上の化学肥料の窒素成分量が含まれかねない。

#### ＜実施事項＞

- 保証成分量について、諸外国の運用を参考に許容範囲を可能な限り緩和する方向で見直す。
- 指定配合肥料については、現行の届出制のもとで保証成分量を計算するに当たり、原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする。

#### エ 保証票

【a, c : 令和 2 年措置、

b : 令和元年上期検討開始、令和 2 年上期方向性につき結論、令和 3 年上期措置】

#### ＜基本的考え方＞

肥料は見た目ではその効果や安全性が判断できることから、肥料の種類、保証成分量、重量、原料等を記載した「保証票」を製品に付すことが義務付けられている。

しかし、主要成分以外にも詳細な表示が求められること、原料表示における括

弧内の記載に3種類あること、表示サイズが細かく規定されていることなど、農家にとって分かりにくく、使いにくいとの指摘がある。また、原料は重量順に記載することになっているため、表示区分が詳細であることとあいまって原料構成の変化の度に包装の再印刷や保証票の作り直しが必要となり、コスト高の要因にもなっている。

#### ＜実施事項＞

- a 細かく規定されている表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。
- b 原料の種類を大きくくり化し、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。
- c その他、現在保証票に記載を義務付けられている事項について、農家と肥料メーカーの要望や諸外国との比較を踏まえ、記載の必要性を再検証した上で必要な見直しを行う。

#### オ 登録・届出等の手続とその運用

【a：令和3年上期措置、b：令和2年上期措置、  
c, d：令和元年措置、e：令和3年措置】

#### ＜基本的考え方＞

現行制度では、肥料の登録申請の度に、会社住所など法人番号で明らかな情報についても申請書類に記載する必要があるなど、手続に時間と手間を要する。

また、肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出が必要であり、工場所在地ではなく本社所在地を管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下、FAMIC）に必ず申請しなければならないと周知されている等、生産現場の実態にそぐわない運用が行われている。

さらに、原料の使用可否等について、各地域のFAMICによる運用の統一がなされておらず、現場のFAMICの担当官の裁量に依存する状況となっている。

一方で、使用可能な副産物原料等の拡大に伴って、原料帳簿等の作成や定期的な重金属分析など、肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組み作りが現在検討されている。

#### ＜実施事項＞

- a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力を不要とし、手続を電子化する等、手續を合理化する。
- b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。
- c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けることとし、周知する。
- d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、

必要に応じ運用の統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。

- e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。

## 力 法律の題名

【令和2年上期措置】

### <基本的考え方>

肥料取締法は、昭和25年制定当時の状況を反映して、有害物質の使用禁止や悪質業者の排除といった性格を色濃く持つ「取締法」という題名になっている。しかし、肥料は作物の栄養であり、麻薬などの有害物や火薬などの危険物とは明らかに異なるものである。本来は、農業の生産力向上のために弛まぬ製品開発が必要であるにもかかわらず、「取締法」という題名が、肥料が有害物や危険物であるとの誤解を生じ、肥料メーカーの開発意欲や創意工夫を委縮させることがあつてはならない。

現行の「公定規格」を始め、以上の事項を実施することで法体系全体を見直し、それに伴って変更を含め新たな法体系に相応しい題名を検討することが必要である。

### <実施事項>

法体系の抜本的な見直しに伴い、肥料取締法の題名についても変更を含め新たな法体系に即した相応しい題名を検討する。

## (6) 畜舎に関する規制の見直し

【a：令和元年検討開始、令和2年上期までに結論、b：令和3年措置】

### <基本的考え方>

畜産業については、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、地域の収益性向上に向けた、生産基盤の強化が図られている。特に、酪農については、生産者の離農、経産牛頭数の減少、20年にわたる生乳生産量減少傾向にある状況を乗り越え、海外展開も含む成長軌道を見据えた生産者補給金の改革などが行われてきた。

現在の畜産業の用に供する畜舎等（飼養施設、搾乳施設、堆肥舎）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において、個々の建築物の安全性確保等に資するための建築基準に適合する必要がある。この基準は、人の滞在頻度が少ないとや、市街地から離れて建設されていること等を踏まえたものとなっているが、更なる緩和が要望されている。畜舎の建設費の低減は、成長産業化に向けた大きな課題となっている。

搾乳ロボット等の省力化機械の導入が進展するなど、畜産業における状況は従来から大きく変化してきており、このような状況に応じ、現場の畜舎等の利用実態に応じた適切な安全対策の下、飼養管理の効率化を図るとともに、畜舎建設費

を引き下げる必要がある。

また、TPP11 や日欧 EPA の発効等、国内の畜産業が国際的な競争にさらされる中、より競争力を高めるためにも、国内の畜産業の成長産業化に資する対策を講じることが急務である。

#### ＜実施事項＞

- a 農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。

- b a での検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。

#### (7) 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

【a, b: 令和元年中速やかに措置、c: 令和元年中措置】

#### ＜基本的考え方＞

技術革新に伴い、光や温度等が管理された高度な環境制御下で作物を栽培するデータ型農業は、高付加価値化を実現することができ、農業の生産性向上に貢献することが期待される。

の中でも、いわゆる植物工場などの農作物栽培施設について、農産物の育成や品質管理を行うために必要な空調設備・灌水設備などは、「原動機を使用する工場」の「原動機」として扱い、建築基準法第 48 条の用途規制の適用に当たっては、「工場」と扱われることが一般的となっているが、土地の有効利用の観点から、鉄道高架下、商業施設跡地などに農作物栽培施設を設置することについて喫緊のニーズがある。

平成 30 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、尼崎市が鉄道の高架下に農作物栽培施設を設置するに当たって特例許可（同法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定のただし書）を行った事例等を踏まえ、国土交通省から「建築基準法第 48 条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について」（平成 31 年 3 月 28 日国土交通省住宅局市街地建築課長通達）が通知され、騒音・振動に係る観点から「鉄道高架下で既に一定の騒音・振動が生じている場所において建築する場合」等については、「当該建築により生じる周辺環境への影響が比較的小さいと考えられる」との解釈が示された。

これに加えて、規制改革実施計画では、国土交通省が「実態に即した施設の定義も含めて検討・整理し、特定行政庁（同法第 2 条第 1 項第 35 号に規定する市町村の長等。以下、本項において同じ。）に対する技術的助言として通知する」ととされ、実施に向け検討が行われているところである。

一方、既存施設から用途変更し農作物栽培施設を設置するに当たっては、仙台市が空調設備について通常の事務室に設置されているものと同等であることを理由に「「原動機を使用する工場」に該当しない」と判断した事例が存在する。土地の有効利用の観点から、商業施設から農作物栽培施設へ用途変更するニ

ーズを踏まえ、特定行政庁が円滑に判断を行うことのできるよう環境を整備することが課題となっている。

### <実施事項>

- a 商業施設から農作物栽培施設へ用途変更することについて、特定行政庁が「原動機を使用する工場」ではないと判断した事例及び「建築基準法第48条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について」を参考に以下の点を明らかにした技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。
  - 事務所ビルの一部を農作物栽培施設に用途変更する際、空調設備の騒音値が通常の事務室に設置される空調設備と同程度であり、水循環ポンプが低出力・低騒音であるなど当該用途変更による周辺環境の悪化が懸念されない場合に「原動機を使用する工場」ではないと判断した例を参考にすること。
  - 空調設備、灌水設備などの設備の騒音・振動が低く、発生交通量について周辺の交通環境に及ぼす影響が少ないなど周辺環境の悪化が懸念されない場合には、特例許可を発出することができる。
- b a の実施に併せて、日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促す。
- c b の検討の結論について周知するための技術的助言を発出する。

令和元年6月7日吉川農林水産大臣記者会見概要  
(農業・農協改革関連個所抜粋)

**《記者》**

農協改革について2点伺います。昨日、規制改革推進会議の第5次答申が出されました。その農協改革の記述に関して、どう受け止めいらっしゃるか、お聞かせください。あともう一つ、関連してですね、准組合員の利用規制と信用事業のことについて、今後、どう対応していくお考えか伺えればと思います。

**《大臣》**

規制改革に関する5次答申の受け止めでよろしいですか。

では、まずそのことについて、お話し申し上げたいと思いますが、昨日、規制改革推進会議におきまして、「規制改革推進に関する第5次答申」が取りまとめられました。農林水産分野におきましては、大きく3点あると思っております。一つは肥料取締法に基づく規制の見直し、2つ目が畜舎に関する規制の見直し、3つ目がですね、魚病対策の迅速化に向けた取組について等の項目が盛り込まれたものと承知をいたしております。これらの項目は、農林水産業の成長産業化に向けてですね、取り組むべき課題であると認識をいたしておりますので、引き続き、積極的に農林水産省としても取り組んでいく考え方でございます。

それから准組合員の利用についての対応ですけれども、この件に関しましてはですね、改正農協法に基づいて、令和3年、2021年でありますけれども、3月までの5年間、事業利用の調査を行ったうえで、その状況や改革の実施状況を踏まえて、規制の在り方を検討し、結論を得ることといったしております。その際、私といったしましては、与党の決議を踏まえてまいりたいと思います。

**《記者》**

大変失礼しました。農協改革についての記述をどう受け止めてらっしゃるか。

**《大臣》**

その着実な推進に対しての受け止めてでいいですね。

この農協改革集中推進期間は本年5月末をもって終了をいたしておりまして、農協改革は新たなステージを私は迎えたと、こう思っております。この間ですね、現場に赴きました。感じましたことは、各地の農協や全農においてもですね、都道府県庁など連携による農産物の有利販売ですか、生産資材価格の引下げなどですね、農業所得の向上に向けた動きが私は随所に出ていると実感をしております。

JA グループにおきましても、全中の中家会長が先日「自己改革に終わりはなく、不斷に進める」旨の談話を発表をされております。今後の各 JA 等の自主的な取組がですね、農業者の所得向上等につながるよう大いに期待をいたしておりますし、引き続き、農林水産省といたしましても、自己改革の取組を促し、後押しをしてまいりたいと思っております。

先日もいくつか現場といいますか、視察をさせていただきましたが、お会いをする JA の幹部の方々の名刺には必ず「自己改革」というロゴが入っておりまして、大変力強さをですね、感じておりますので、昨日の規制改革推進会議の答申においても、改革集中期間の終了を受けて、今述べたようなことをですね、同様の認識も示されているものと考えておりますので、しっかりと私もですね、サポートをしていきたいなと考えております。

- で社会的課題の解決に取り組む民間の社会的事業者（ソーシャルベンチャー）を支援し、新しい扱い手の確保を取り組むとともに、金融の仕組みを含めた官民連携やJTB・旅宿預金などのソーシャルな資金の活用を進めます。
- ・子供の頃から農山村に親しむ機会を拡充し大人となってから多住の環境を整えるとともに、若者の地方移住の受け皿となる環境整備を行なう制度をつくります。
- ・全世代型社会保障の推進、地方創生や地域の実情を踏まえたきめ細かな単独事業の実施などに対応するため、地方一般財源を安定的に確保するとともに、地方分権改革が、地域が自らの資源と創意工夫により課題解決を図ることにつながるよう、地方における「人材」の位置づけを明確にし、その確保を推進します。
- ・仕事・住まい・旅・子育て・学びなど、あらゆる生活の営みに、選ばれ資産の活用を活用してエアbnb（エコノミー）を取り入れることで、中女性の社会参画、過疎地域での空き家の活用、関係人口の創出などを進め、持続可能な社会を実現します。
- ・地方創生や国土強靭化に資する全国の幹線鉄道ネットワークのさらなる充実に向けた取組み（基本計画路線に係る調査等）を進めます。
- ・地域の移動力を支えるバス、鉄道等の地域交通ネットワークの維持・活性化に向けて、必要な支援や、地域での連携、協働の取組みをサポートします。また、都市間の高速交通ネットワークの充実にも取り組みます。
- ・人口が急減し、森林水産業、商工業などの地場産業の担い手が消滅しつつある地域について、ワークシェアリングの手法を活用しつつ、社会保険にも加入し、地域の担い手を確保する事業体を応援する伴組みの構築を図ります。
- ・郵便局網を活かして地域との協調・連携を一層促進するとして社会的課題に応じて事業者個々の所長に向かって、農業・漁業・林業等の本作化に向けた水田フル活用の予算・後年度交付金を含む責任を持つ恒久的に確保します。引き続きナラシ対策を妥協的に行ないます。
- ・国が候補する繰り見通し率を踏まえ、生産者や農業者・団体が中心となるて円滑に需要に応じた生産が行えるよう、関係者の主導的な取組みを促す全国農業再生推進機構（全国組織）に対し、支援を行ないます。
- ・米および米加工食品（米粉、日本酒を含む）の需要拡大に向け、海外市場の開拓的拡大戦略など、内外の米の新市場開拓を強力に支援します。
- ・2019年から開始したJIF（保険の加入を促進します。保険料の掛金率1%程度で、農家ごとの平均取入の8割以上の収入が確保されます。米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物が対象になります。）
- ・「畜産クラスター事業」を推進します。中小家族経営を含む地域ぐるみでの生産基盤の強化を進め、力強い日本の畜産・酪農を構築します。チエックオフについて、引き継ぎ検討を進めます。
- ・和牛の愛好界と精液が国外に持ち出されるという事が発生したことからが国固有の財産である和牛を守るために、肉食者との連携を強化し、法改正を含めて制度の見直しを検討します。
- ・「2019年輸出額1兆円」目標の達成をばねに「輸出」を新たな稼ぎの柱とします。農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を通じた海外ニーズ・規制に対応できるグローバル化の育成、海外の市場開拓、地理的表示（GI）も活用した地場産品のブランド化、輸出のためのインフラ整備、検疫・規制の課題解決、規格認証の活用を進めます。
- ・米の需給と価格の安定を図るため、2018年度から見直し

- た米政策を審査に定期化せるとともに、米農家が所得向上を目指して自らの経営判断で作物を選択できるよう、専門用語をはじめ戦略作物の本作化に向けた水田フル活用の予算をはじめ農業の安定、あまねく地域からの重要な乳牛を確保します。労働負担の緩減に資する機械の導入などにより酪農の働き方改革を推進します。
- ・「產地」ワーアップ事業」を推進します。果樹・野菜・花きなど全ての農作物を対象に、品質向上・コスト低減や高収益作物・栽培体系への転換などそれぞれの地域の強みを活かした戦略的な取組みを支援します。
- ・都市農業の可能性を高めるため、都市農業の安定的な経営と都市農地の有効な活用を図る制度の適正かつ円滑な運用を進めます。
- ・農家負担のない農地整備事業を活用するとともに、農地中間管理機械をフル稼働させ、担い手の経営発展を支援します。農業委員会や関係団體がコーディネーターとなり、地域で一まとめとなった話合いに盛りつく人・農地・プランづくりを進めます。
- ・若い担い手の確保のため、農業経営塾、農業高校、農業大学校等の体制整備を進めます。支援対象者年齢を引き上げ、現元農家における農地について利用権設定も対象とした新的就農者への交付金の活用や法人化を推進し、若者が農業分野で「就農・就農・起業」することも、女性農業者が一層活動できる環境を整えます。また、新たな在留資格「特定技能」の枠組みも活用した農業や食品加工業、外食業における外国人材の円滑な受け入れを支援します。
- ・成果の見え出した生産資材の価格引下げをさらに進め、農業者が生産資材を安定してより有利に仕入れることができます。卸売市場の活性化を含め、農産物を有効に販売できる流通・加工構造を構築します。
- ・種子の安定供給のため、これまでどおり、都道府県への地

- を目指して、農業・漁業・林業等の本作化に向けた水田フル活用の予算をはじめ農業の安定、あまねく地域からの重要な乳牛を確保します。労働負担の緩減に資する機械の導入などにより酪農の働き方改革を推進します。
- ・「產地」ワーアップ事業」を推進します。果樹・野菜・花きなど全ての農作物を対象に、品質向上・コスト低減や高収益作物・栽培体系への転換などそれぞれの地域の強みを活かした戦略的な取組みを支援します。
- ・都市農業の可能性を高めるため、都市農業の安定的な経営と都市農地の有効な活用を図る制度の適正かつ円滑な運用を進めます。
- ・農家負担のない農地整備事業を活用するとともに、農地中間管理機械をフル稼働させ、担い手の経営発展を支援します。農業委員会や関係団體がコーディネーターとなり、地域で一まとめとなった話合いに盛りつく人・農地・プランづくりを進めます。
- ・若い担い手の確保のため、農業経営塾、農業高校、農業大学校等の体制整備を進めます。支援対象者年齢を引き上げ、現元農家における農地について利用権設定も対象とした新的就農者への交付金の活用や法人化を推進し、若者が農業分野で「就農・就農・起業」することも、女性農業者が一層活動できる環境を整えます。また、新たな在留資格「特定技能」の枠組みも活用した農業や食品加工業、外食業における外国人材の円滑な受け入れを支援します。
- ・成果の見え出した生産資材の価格引下げをさらに進め、農業者が生産資材を安定してより有利に仕入れることができます。卸売市場の活性化を含め、農産物を有効に販売できる流通・加工構造を構築します。
- ・種子の安定供給のため、これまでどおり、都道府県への地

- 鳥獣被害対策に全力で取り組みます。捕獲の強化、駆除被害対策実施の設置促進など、地域ぐるみの対策を推進します。また、ジビエ工場の自己改革を進めます。ジビエ工場が創意工夫により取り組んでいる規制のあり方後押しします。淮組合員の事業利用に関する規制のあり方については、鳥獣組合員の判断に基づくものとします。
  - JALグループが創意工夫により取り組んでいます。中山間地を含めロバット・A1、IoTなどの先端技術の生産現場への導入を加速化するとともに、国・都道府県・大学・民間企業の「知」の総力を結集し、現場と一緒に技術革新を進めます。
  - スマート農業を推進します。中山間地を含めロバット・A1、IoTなどの先端技術の生産現場への導入を加速化するとともに、国・都道府県・大学・民間企業の「知」の総力を結集し、現場と一緒に技術革新を進めます。
  - 林業の成長産業化や森林資源の適切な管理を推進します。森林環境保全と活性化を活用し、新たな経営者等多様な手を育成します。ICT等のより、意識と能力のある経営者を推進し、林業生産集約化とともに、路線整備・開拓等を加速化します。
  - 近年の山地災害の激甚化を踏まえ、防災・減災・国土強靭化のための山野緊急対策において、治山事業や森林整備事業を2018年度から3年間で集中的に実施します。
  - 林業の新規就業者等多様な手を育成します。ICT等の新技术を活用した林業ノベーションを推進し、林業生産性を向上させます。CIT等新需要の拡大による国産材の利用拡大を図ります。花粉症対策苗木の植替え等を進め、花粉症ゼロ社会を目指します。
  - 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化のための取組みを引き続き支援し、漁業者が生産とつながった水産政策の改革等を実行することにより、漁業者の所得向上と若者などにとって魅力ある漁業の実現を図り全国の底を元気にします。
  - 国際競争の変化に対応しつつ、県の構造改革をしっかりと実行するため、「広域圏アラン」に基づき船・機器の集中化、耕田地帯の振興圏に向け制度的枠組みを創設し、耕田の保全・精耕資源化など耕田を核とした地頭課の取組みを支

方交付税をしっかり確保します。わが国の農業の競争力を支える優良な品種が海外に流出しないよう、種苗法でしっかりと守り、海外からの逆輸入を防ぎます。

「農業農村整備事業」のコスト低減を図りつつ、着実に推進します。当初予算・補正予算を合わせて、2010年度の大幅削減前の予算を超過する水準まで回復した本事業について、林漁業者の一日も早い経営再開に向けて、農業用ハウスの再建や新設した園地の復旧等、継続的な支援対策を引き続き、予算の実効的確保を図ります。

近年の豪雨・地震等、頻発する自然災害に対し、被災した農林漁業者の一日も早い経営再開に向けて、農業用ハウスの補強や新設した園地の復旧等、きめ細やかな支援対策を継続的かつ適切に講じます。

防災・減災・国土強化のため、ため池の保全管理の強化を図ることとともに、3か年緊急対策において、農業用ハウスの実施します。

6次産業化・地域地消・農商工連携を推進します。2020年に6次産業の市場規模を10兆円に拡大し、農業・農村の所持力を目指します。

「日本型直接支払制度」を審査します。「中山間地農業を元気にします」「中山間地農業ルネサンス事業」等により、意欲ある地場・農業者を支援します。また、古民家や高齢者の健生きがいの向上のための郷土伝承園の整備、農業者が農業技術を習得するための研修等を支援します。

ノンワンドの受け入れも含め郷村交流を促進します。

「耕田地帯の振興」に向け制度的枠組みを創設し、耕田の保全、耕作資機化など耕田を陔とした地頭課題の取組みを支

- 計画的な近代化造船造を進め、漁業・養殖業を扶持可能な収益性の高い操業体制へ転換し、水産日本の復活を目指します。
  - 取入安定対応や燃油・配合飼料対策を実行するほか、手対策、漁業の構造改革、水産物の流通・消費の拡大、水産加工業の振興、海外輸出の促進などにより、水産業の成長産業化を実現します。
  - 漁業経営に配慮しつつ、新たな資源管理体制を構築するため、資源調査・資源管理の充実を図るとともに、資源評価機関の独立性を確保し、科学的根柢に基づいた資源管理制度を進めます。併せて漁場環境の保全などを推進し、増殖対策を講じています。
  - 耶律船の新造ははじめ漁業取締体制の強化を図り、外國漁船による違法漁業を抑止するとともに、密漁対策の強化、周辺国との国際的な資源管理の強化などにより、日本周辺水域における資源の回復を図ります。
  - 「新プラン」を進めるとともに、国境監視など多面的機能の結果対策、難観漁業再生への適用の創出を推進し、漁港・漁村地域を活性化します。
  - 施設類をはじめとする水産資源の持続的活用の方針を堅持し、本年7月から再開される商漁捕獲の円滑な実施を図ります。漁業にゆかりのある地域の捕撈文化と関係者の生活を守り、商業捕漁再開により、地域を元気にし、ひいては全国の活性化を図ります。
  - 第4次社会资本整備重点計画に基づき、インフラ老朽化対策等を図りながら、中長期的な見通しを持って、ストック効果の高い事業への選択と集中を推進するとともに、改正品種法等に基づく取組みや働き方改革(適正な工期設定、週休2日の確保等)の推進により、国土づくりの粗い手でもあり地域の守り手でもある建設産業の担い手の確保・育成を図ります。
  - 國土強靭化に資する高速道路のミッショングランクの解消や4車線化等について、從来の事業評価にとらわれることなく、國民に好いたる基幹ネットワークの整備を進めます。
  - 人口減少、高齢化を克服し、老朽化が著しく防災・減災対策、シバウンドの悪化が行き詰るようにいます。

## II　日米首脳会談開催、日米貿易交渉に言及 —　トランプ大統領が「8月に発表」と発言　—

### 1. 閣僚級日米貿易交渉会合

- 5月24日夜、東京都内にて、茂木経済再生担当大臣ならびにライトハイザー米通商代表（ＵＳＴＲ）は、閣僚級の日米貿易交渉会合を開催した。
- 茂木大臣は会合後、記者団に対し、27日に開催される日米首脳会談では部分的なものも含め、合意には至らないとの見通しを示唆した。
- また、茂木大臣は「率直な意見交換ができた。双方の立場や考え方、理解が深まった」などとしたうえで、現時点では日米間での立場にギャップがあるとの考えを示した。ただし、具体的な内容に言及はなく、米国側から自動車に関する数量規制や為替への言及、ＴＰＰ水準を上回る農産物貿易に対する要求はなかったと明言した。

### 2. 日米首脳会談

- 27日、東京都内にて、安倍首相とトランプ大統領は日米首脳会談を開催した。会談では、北朝鮮問題をはじめ、安全保障、日米経済、6月のG20首脳会談対応、貿易交渉などについて議論が行われた。
- 首脳会談後、両首脳は共同記者会見を開催し、北朝鮮問題を中心に協議の内容等についてそれぞれ発言した。
- 日米貿易交渉については、安倍首相が、①昨年9月の日米共同声明を前提とした交渉を行うこと、②閣僚間の貿易交渉を加速化の2点を首脳間で確認したことを改めて強調した。
- トランプ大統領は、対日貿易赤字の削減に改めて言及するとともに、早期の交渉の合意に強い意欲を示した。
- なお、トランプ大統領は、首脳会談の冒頭にも「おそらく8月に両国にとって素晴らしいことが発表されるだろう」などと早期合意を示唆する発言をした。しかし、安倍首相は、同発言にかかる記者からの質問に対し、合意のタイミングに関する直接的な言及を避けた。
- 両首脳の主な発言内容は以下の通り。

#### 【会談後の安倍首相・トランプ大統領発言概要（日米貿易交渉関連抜粋）】

##### 《安倍首相》

- ・日本企業は、米国において240億ドルもの投資を行っており、4万5千

- 人の雇用を生んでいる。世界で最も米国経済に貢献している。
- ・昨年9月の日米共同声明をふまえ、茂木大臣、ライトハイザー代表による閣僚間の議論の進展を歓迎する。日米双方にとって、WIN-WINとなる協定の早期達成に向け、議論をさらに加速化させることで一致した。
  - ・自動車及び自動車部品の扱いについても、昨年9月の日米共同声明で合意している。今回も閣僚による詰めた議論が行われており、共同声明を大前提として、精力的な議論を進めていく。

#### 《トランプ大統領》

- ・二国間の貿易協議は、二国間の経済にとってプラスになる。米国は対日赤字の削減を目指している。あらゆる貿易障壁を取り除くことで、米国産品が公正に扱われ、そして日本の市場に根付くことを期待している。
- ・米国産牛肉が初めて2003年以降完全なアクセスを許された。さらに貿易問題で近々多くを発表できるだろう。
- ・我々はTPPに参加しておらず、TPPとは関係がない。他の国と異なり、我々は何からも縛られていない。TPPは、米国の自動車産業、製造業を破壊していただろう。
- ・日本とは信じられないくらい不均衡な貿易赤字が存在している。これは長年続いている、米国は厳しい立場にある。

- 今後、6月28日、29日に大阪で開催されるG20首脳会議に合わせて、日米首脳会談が開催される予定であり、これに先立ち閣僚級会議も開かれる方向で調整がされている。

## 農政をめぐる情勢

令和元年6月13日

280部

編集・発行  
・印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944  
(ファクシミリ 052 (957) 1941)